

奈良県告示第百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和六年八月三十日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人越智歯科医院	生駒市白庭台三―一五―三	令和六年七月一日
医療法人和幸会阪奈中央駅前クリニック	生駒市中菜畑一―四九―一 和州ビル二〇三・二〇四	令和六年七月一日
松山医院	天理市柳本町一九六番地一	令和六年七月一日
医療法人健高会辰巳医院	高市郡高取町大字下子島二三番地一	令和六年七月一日
みずかみクリニック	生駒郡斑鳩町龍田西四―一―四八	令和六年八月一日
田原本駅前皮膚科	磯城郡田原本町九三九 トモルテ たわらもと一階一〇二号	令和六年八月一日
ヤマトメディカルクリニック	香芝市上中五三六 二階	令和六年八月一日

（次頁に続く。）

スマイル薬局田原本店

磯城郡田原本町九三九 トモルテ
たわらもと一階一〇一号

令和六年八月一
日